

地方創生に関する連携協定書

春日井市

株式会社十六銀行

地方創生に関する連携協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社十六銀行（以下「乙」という。）は、春日井市における地方創生に連携・協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙は、相互に連携・協力し、地方創生に取り組むことで、春日井市における産業及び経済の活性化並びに地域活力の創造に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 企業支援及び雇用の創出に関すること。
- (2) 市内への移住及び定住の促進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはいけない。

2 甲と乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。

（反社会的勢力の排除）

第4条 乙は、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）を順守し、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の2か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長 伊藤 太

乙 岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地
株式会社十六銀行
取締役頭取 村瀬 幸雄